

第九十八号議案

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「当該各号」を「第一号から第四号まで」に改め、同項第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第二号中「第四条第三号又は第四号」を「第四条第四号」に改め、同項第五号中「看護業務を行っている期間中に看護業務上の理由により」及び「看護業務に起因する」を削り、「を継続」を「に従事」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例の規定に基づき看護師等修学資金の貸与を決定された者に係る看護師等修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

（提案理由）

看護業務に従事する人材の確保を図るため、看護師等修学資金の債務の返還免除の条件を緩和する必要がある。